

まえがき

～子どもを真ん中にした連携を，継続的に～

どの子どもたちも，たくさんの可能性に満ちています。その可能性が花開くために，学齢期においては，一人一人のよさや教育的ニーズに応じた適切な教育環境を整えていくことが求められています。その際，子どもが自分の力を存分に発揮することができる支援のあり方や就学先について，本人や保護者，学校をはじめ，かかわる周囲の人たちが合意形成していくことが不可欠です。「その子の願いに沿っているだろうか」「その子の将来の自立や豊かな生活につながっているだろうか」「その子が可能性を最大限に伸ばせる支援となっているだろうか」というような子どもを真ん中にした視点で，話し合っていきたいものです。



例えば，県下では自閉症・情緒障害特別支援学級の増加が話題になることがあります。数が増えた，減ったという話は分かりやすく，そのことが話題の中心になりがちですが，その前に大切にしたいのは，学級数の増減の背景には様々な要因があり，それらを丁寧に分析することです。「子どもたちは，今何につまずいているのか」「子どもたちはどのような支援を必要としているのか」一人一人の教育的ニーズを的確に把握し，育ちにつながる適切な教育対応について個別の指導計画を基に吟味していくことが大切なのです。

平成25年9月1日，学校教育法施行令の一部改正により，これまでの就学先決定の考え方や手続きの変更が行われました。その中で，「教育支援」という言葉が示されています。「教育支援」とは，改正前に行っていた「就学相談」「適正な就学先の決定」に加えて，「乳幼児期からの相談支援」「就学後の一貫した支援」を含む，一連の流れとして説明されています。子どもたちの教育的ニーズを早期に把握すること，本人の願いや保護者の願いを丁寧に受けとめること，基礎的環境整備や合理的配慮を検討し，合意形成して就学先を決定していくこと，就学後も一貫した支援を行っていくこと等，「教育支援」では，子どもを真ん中にした連携による支援を，継続的にやっていくことが求められているのです。



長野県では今までも、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた「学びの場」を用意するため、通常の学級から特別支援学校までを連続的にとらえ、その全体の中で、子どもたちが最も適切な教育を受けられるように、特別支援学校の分教室の設置や通級指導教室の増設など、学習の場を広げてきました。また、特別支援学級（知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級等）の教育課程の編成のあり方、特別支援教育コーディネーターの指名や通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化においても各学校に呼びかけ、特別支援教育の充実や専門性を高めるための取組をしてきました。子どもたちが自分の力を最大限に発揮するためには、どのように教育環境を整え、どのように支援すればよいのかを考えてきました。



「就学相談」から「教育支援」に変わったことを受け、「教育支援」に携わる人々の中には、「具体的に何が変わったのか」「多様なニーズに応える学びの場というけれど、どんな学び場があるのか」「就学相談のあり方が変わって、就学先はどこでどのように決まっていくのか」「子どもの将来の自立と社会参加に向けて一貫した支援を行うとはどういうことなのか」等、戸惑いや多くの疑問があるのではないかと思います。

この度、「教育支援」の基本的な考え方や手続のあり方について、保護者や市町村の就学相談担当者、学校関係者が共通理解し、同じ歩調で「教育支援」を行うための手引となることを願い、「教育支援ハンドブック」を作成しました。第1部では、保護者が子どもたちの育ちを中心にした「教育支援」について理解が深まるように、また、第2部では、市町村の就学相談担当者や学校関係者が、保護者ととともにその子にとってよりよい就学先を考えることはもちろん、就学後も本人・保護者に寄り添いながら一貫した支援を行ってほしいという願いを込めて作成いたしました。



本書を活用し、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な「教育支援」の充実に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

平成27年3月

長野県教育委員会



もくじ

第1部 保護者の皆様へ

1	教育支援の実際	8
(1)	就学前の相談	8
(2)	就学期の相談	9
(3)	就学後の相談	10
2	特別な支援を必要とする子どもの教育の場	12
(1)	特別支援学校の教育	12
(2)	小中学校における特別支援教育	13
3	合理的配慮について	14
(1)	「インクルーシブ教育」とは	14
(2)	「合理的配慮」と「基礎的環境整備」とは	14
4	県内の特別支援学校の配置	15

第2部 支援者の皆様へ

第1章 総論

1	「就学相談」から「教育支援」へ	18
(1)	早期からの一貫した支援	18
(2)	相談窓口の一本化	19
(3)	本人・保護者の伴走者として	19

第2章 教育相談と就学相談

1	教育相談	20
(1)	早期からの教育相談	20
2	「就学に関するガイダンス」と「合意形成」	24
(1)	就学時の相談について	25
(2)	教育支援の年間計画の例	31

第3章 教育支援の実際

1	就学相談の概要	32
(1)	就学相談の流れ	32

(2) 就学相談に関するシートについて	33
エントリーシート	35
就学判断 検討シート	37
判断報告書	38
2 就学相談から就学判断へ	42
(1) 就学判断の実際	42
(2) 【前提】これまでの情報の整理	45
(3) 【手順①】障がいの区分・種類の判断	46
(4) 【手順②】障がいの程度の判断	47
(5) 【手順③】教育目標の設定	48
(6) 【手順④】必要な支援・環境整備の整理	49
(7) 【手順⑤】就学先（学びの場）候補の選定	50
(8) 【手順⑥】支援提供可能性（合理的配慮）の検討	51
(9) 【手順⑦】就学先（学びの場）の判断	52
3 就学後のフォローアップと「学びの場」の柔軟な見直し	54
(1) 就学後のフォローアップ	54
(2) 「学びの場」の柔軟な見直し	55
(3) 特別支援学校から小中学校への転学	56
(4) 小中学校間の転学	57
(5) 小中学校内での「学びの場」や教育課程の変更	57
就学相談（判断）の事例 1	62
就学相談（判断）の事例 2	65
別表 1 障害の状態（区分・種類、程度）	68
別表 2 必要な支援の観点	69
第 4 章 就学にかかわる事務手続	
1 就学手続の流れ	79
2 就学に関する法令	80
(1) 障害者基本法（抄）	80
(2) 学校教育法（抄）	80
(3) 学校教育法施行令（抄）	82
(4) 学校教育法施行規則（抄）	87

